

ご意見		事務局対応
該当箇所	詳細	
「性的マイノリティ」を表す言葉について	呼ぶ側も、呼ばれる側も抵抗のない自然な「呼称」がないか、事務局の率直な意見を伺いたい。	「マイノリティ」や「少数者」という言葉に抵抗を感じる方がいる可能性があると思います。一方で社会的に認知されてきている面もあると思います。計画の「課題」「施策」レベルでの使用は避け（「多様な性」などの表現にする）、現状についての説明などの文章中では使用することを考えています。
「子育てへの支援」と「介護への支援」	両者の違いを明確に提示できたらよい。	基本目標Ⅲの現状と課題についての説明文の中などで、明示できたらと考えています。
女性活躍推進計画の範囲について	ワーク・ライフ・バランス等も含めた方がよい。 計画策定にあたっては、内閣府男女共同参画局のHPで見られる市町村推進計画策定支援マニュアルや厚生労働省の女性活躍推進法の概要などが参考になる。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の第2項に「市町村は、基本方針及び都道府県推進計画を勘案して、（略）計画を定めるよう努めるものとする。」とあり、基本方針に定められる具体的な事項は、大きく「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項」（第5条第2項の三）であると考えてよいのではないかと思いますので、ワーク・ライフ・バランスは含まれると思います。女性の職業生活における活躍と「男性の家事・育児・介護への参画促進」は表裏一体のような関係かと思えますので、そこまで含めてもよいのではないかと、思っております。 計画の名称については、「女性活躍推進計画」とすると「あらゆる分野における女性活躍」のための計画だと誤解される可能性があるため、注意書き（※）を付けるか、「女性の職業生活における活躍の推進計画」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の第2項に基づく市町村推進計画などの名称にして、「職業生活における女性活躍」であることを明記したいと思えます。計画の範囲と合わせてご議論いただければと思います。
視点の「男女平等参画」について	人権の尊重については、「男女が性別により差別されることなく」を「誰もが性別等によって」に改めたが、男女平等参画については「男女が対等な立場で」と「男女」に限定したままである。「誰もが対等な対場で」などと改めることは考えられないか。	「人権の尊重」「個性の尊重」とは異なり、「男女平等参画（の推進）」の主旨は、「固定的性別役割分担意識の解消」や、「政策・方針決定過程への男女平等参画の推進」など、男女間の格差を課題として捉え、その改善を図ることにあるので、「男女」としておいた方がよいと思います。